

# スペイン憲法学における 憲法改正手続条項の改正の立憲的視座

野口 健 格

- I. はじめに — 問題の所在 —
- II. スペインにおける憲法改正手続条項の特殊性と改正手続条項変更の意義
- III. 明示／暗示することの意味
- IV. まとめにかえて

## I はじめに — 問題の所在 —

政治不信は今に始まったことではないものの、昨今みられる政治の側が憲法を軽視する姿勢は特筆に値する事象であろう。その原因の一つと考えられるのは、憲法秩序と現実との乖離をこれまでのように解釈によって調整できなくなってきたことではないだろうか。解釈とは、ある意味で知的な作業でありそれは政治を司る権力側に忍耐を要求するものである。つまり、“いくら国民に話をしても理解されないだろう”という考え方が政治の側には生じているように思えてならない。もちろん、政治家と大衆と専門家の意見が一致することが理想だとしても、そのことが本当に実現すると考えている人は少ないであろうし、外交に関する情報を秘匿することは業務の特殊性の観点から国民主権主義をとっていたとしても認められるべきであろう。このような事象は何も日本に限ったことではなく、他国を例にとってみても少なからず存在する。2015年現在の憲法状況は、わが国の

将来を考えた場合、非常に憂慮する状況にあり、それは、国会前でのデモ活動をはじめとする国民レベルの運動<sup>(1)</sup>にも見てとれる。これは、現行の憲法秩序を維持しようとする側にとっても、憲法改正を行って自主憲法の制定を目指す側にとっても同様であろう。原因は、自民党安倍政権による集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈の変更（閣議決定）を断行したことにある。一連の流れの中で見てとれるのは、権力者が二つの試練に直面したということである。それは、①権力者が憲法を護れるか、もう一つは、②憲法秩序を維持できるかである。我々の憲法は、通常よりも厳しい条件を憲法改正に課しており、所謂、硬性憲法に分類されているが、この改正手続はこれまでも学会を中心に議論を呼ぶ論点であり、安倍政権は憲法第96条<sup>(2)</sup>による憲法の硬性性を問題視し、これを変更しようと試みたのである。このような議論は、安倍首相が民主党から政権を奪取したころから始まっており、現在、議論自体は下火になったものの当初は憲法改正に関しても今以上に意欲を見せており、議論の中核をなしていた。たしかに、憲法条文から手続上の不可能性は読み取れないものの、この議論は有識者や野党議員を中心に猛烈な反対を受けた<sup>(3)</sup>。その理由は、国民に対し権力が、憲法の統制を嫌い、暴走をし始めるかに映ったからであろう。

本稿では、スペインで同様に問題とされている憲法改正手続条項の改正<sup>(4)</sup>についての論点を紹介する。しかし、日本と歴史的背景や憲法改正条項の仕組みが異なるスペインの事例は、単純比較をすることが難しいが、そもそもそれを目的にしてはいない。本稿の目的は、憲法改正に関する手続のあり方を考える上での一助とすることにある。歴史的に見た場合、スペインの政治は国内の政治勢力が対立してきたところに地域間の問題が加わって重層的な複雑さがあるため、日本以上に国民への説明に忍耐が要求されるはずである。それは、どの勢力が権力の座についても同様である。そこで、憲法秩序を維持する方法の一つとして、憲法典内の改正条項に特別な仕掛けを施すことで国民の合意形成に努めてきた。ところが近年、こ

のような現行憲法秩序が必ずしも国民のためにならないのではないかという問題提起がなされ、政治の世界にも新興勢力が台頭し影響力が増している。これは、わが国で言えば、久しく待望されている自民党政治（既存の勢力<sup>(5)</sup>）に対抗する「受け皿」であると評価することも可能であるが、このような政治の流れが生じたきっかけの一つは、憲法の運用が停滞していたことだろう。スペインの憲法改正は、国民投票を伴うものと、国民投票を行わない手続が用意されており、これまでに実施された2回の改正ではこの国民投票不要の手続がとられた。この改正手続を用いたことによって国民レベルでの不満が生じたとするならば、スペインにおいて憲法改正手続の改正はどのように考えられているのだろうか。国民の不満を内在した改憲議論が生じているわが国の現状にも何らかの示唆を与える可能性があり、また、超硬性憲法の改正条項を改正するケースの検討はわが国ではあまり見られないように思われるため、その点でも一定の意義を見いだせよう。

## II スペインにおける憲法改正手続条項の特殊性と 改正手続条項変更の意義

憲法改正手続条項とは、最高法である憲法自身が自らの内容を変更するためにあらかじめ設けている手続規定のことであり、憲法制定（改正）権者の決定が後の社会状況に適合しなくなった時に、その国の憲法の安定性を回復するための仕組みである。そして、「憲法改正権の限界」の問題とは、憲法典に定められた改正手続さえ遵守すれば憲法典の内容をどのように改正することも許されるのか、それとも、手続を遵守しても内容によっては許されない改正もあるのかというものである<sup>(6)</sup>。

### (1) 二つの憲法改正手続条項<sup>(7)</sup>

以下、スペイン憲法改正手続条項の改正について言及する前提として、

現行憲法（1978年）が有している二つの改憲手続条項について概説<sup>(8)</sup>する。

### 1 憲法第167条と憲法第168条

現行スペイン憲法<sup>(9)</sup>では、憲法改正発議権は内閣、下院、上院および自治州議会が有しており、これは法律案の提出権に準ずることになっている（第166条）。そして、その改正に関しては、第167条<sup>(10)</sup>と第168条<sup>(11)</sup>という二つの手続条項が用意されており、通常の改正手続と特別の改正手続に分けられている。そこで、憲法典中どの条文が通常の改正手続によって改正され、どの条文が特別の改正手続によって改正されるのかが問題になるが、それは第168条第1項に明記されている。この条項によると、「憲法の全面改正、または、序編<sup>(12)</sup>、第1編第2章第1節<sup>(13)</sup>もしくは第2編<sup>(14)</sup>に関する部分改正が提案されたときは…」とあり、これらの項目に該当する場合には「全面改正」（la revisión total de la Constitución）手続、該当しない場合には「部分改正」（la reforma parcial de la Constitución）手続によって改正される。要するに、第167条が「技術的改正」規定であるのに対し第168条は「本質的改正」規定である。このことは、第167条が原則として国民投票を伴わない手続であることからも見取れる。つまり、運用面で柔軟性を持たせようとしているのである。

### 2 二度の憲法改訂事例の特徴と問題点

#### A. マーストリヒト条約批准に伴う憲法改訂（1992年）<sup>(15)</sup>

当該事例は、第167条の技術的改正手続によって改正された。ヨーロッパ統合に参加することは、民主化をさらに確かなものにすると同様に当時のスペインにとっての優先課題であった。マーストリヒト条約の批准の際に生じたヨーロッパ域内に居住する欧州市民に対し外国人の被選挙権を認めていなかったスペイン憲法の規定を、EU 規範に適合させる必要があるとの憲法裁判所の宣言に基づき憲法第13条第2項<sup>(16)</sup>を改正した事例である。この改正の問題点は、政権側が憲法改訂のお墨付きと憲法秩序の維持のために憲法裁判所の権威を利用したことにある。解釈次第では当該事例の憲法抵触部分が第13条第2項にとどまらず、本質的改訂事項（この

ときは第23条第2項（公職就任権）にまで及ぶのではないかという疑義が生じたにもかかわらず、憲法裁判所に技術的改正で事足りるとする憲法裁判所の宣言によって第168条の発動と国民投票の実施を回避した。この点は、改正手続規定のあり方に関する問題点を指摘することとなった。

#### B. 財政健全化のための憲法改正（2011年）<sup>(17)</sup>

当該事例も、第167条の技術的改正手続によって改正された。ギリシャに端を発するヨーロッパレベルの国家財政赤字問題はスペインにも飛び火し、深刻な国家財政の危機に瀕した。その際に、EUに対して支援を要請する条件として、加盟国に対し国家の財政再建を約束する必要性が生じたため、EUの盟主であるドイツ流の財政健全化条項を憲法典に明記することで、失われた国家の信頼を取り戻さなければならなかった。その結果、政治勢力のほとんどはこの決定に同意せざるを得ない状況になったため、政治主導で内容が決定され、憲法第135条が改正された<sup>(18)</sup>。数値目標が憲法典に挿入されたことで、当然の帰結として、スペインとしては財政緊縮策を国民に強いることになってしまったため、国家経済は停滞し高い失業率に耐えなければならない事態となった。このときの若者の失業率は50%にも上り、国民の不満は頂点に達しつつあった。ここで問題となったのが、これほどの影響を国民に及ぼす決定であったにもかかわらず国民投票をせずに決定する手続（第167条）を選択したことと、手続自体が存在していることであった。

### 3 現在の政治と憲法に対する不満

「5月15日運動（Movimiento 15-M）」<sup>(19)</sup>とは、2011年5月15日から始まったスペインの若者による市民運動のことである。スペインは慢性的に失業率が高止まりをしており、30歳以下の若年層に限ってみれば統計的に約半数の若者が職につけていないことになる<sup>(20)</sup>。緊縮政策を行わなければならないにもかかわらず、不動産バブルの崩壊や巨額の財政赤字によって傾いた銀行を救済する必要性が生じたため、国家の政策が国民（特に若者）にとって社会の不合理を如実に示す結果となってしまった。この運動の賛

同者や参加者は、「インディグナドス (Indignados)」と呼ばれ、新しい社会運動として発展していったのだが、その背景には、このような不平等や既存の政治勢力への反発があった。この運動の結果現れた代表的なものが、新興左派勢力であり2014年に結党された「ポデモス (PODEMOS)」である。加えて近年支持を伸ばしているものとして、中道右派勢力の「シウダダノス (C's : Ciudadanos)」が存在する。

これらの市民運動でたびたび主張されたことが、憲法改正という重要決定に市民が参加できない手続への不満である。スペイン憲法改正手続条項が持つ特徴から時の政権は、第168条のように非常に重大な影響を政治に求める規定が発動するのを回避しようとするだけでなく、重要度の高い政治プロセスとなってしまう国民投票もできることなら避けたいというマインドを働かせてしまう。結果的に、既存の勢力がとった態度が民主主義的にも不誠実な印象を市民に与えてしまったのである。

## (2) 明示された立憲的コントロール

スペイン憲法が制定されてから38年が経過してはいるものの、スペイン憲法第168条の本質的改正手続条項が用いられた改正は一度もない。そもそも、改正手続の厳格さから「超硬性 (super rigidez)」という性質の憲法規範と理解されており、社会が安定すればするほど実行に移される可能性は低くなる性質の条文であろう。以下では、憲法改正条項の改正に論及する過程でスペインにおける憲法保障の一端を見ていくことにする。

### 1 憲法内在的コントロール<sup>(21)</sup>

憲法第168条第1項は、「不可侵性条項 (cláusula de intangibilidad)」<sup>(22)</sup> という呼ばれ方をしており、時の憲法制定権者の意図を感じることができる条文である。本条によれば、憲法改正手続を明記した第167条及び本条自身がこれに該当しないため、形式的には技術的改正手続によって変更することが可能であるということが出来る。現行憲法制定時は、政治的にも国内に深刻な対立を抱えながらの新国家建設を目指していたため、当然、憲

法が妥協の産物となってしまうのだが、改憲手続を制憲者達は「憲法改正権の限界」とは見ていなかった。また、このことはスペインが国家としての二（多（？））面性を有していることを示しており、国内の不安定な土台の上に憲法規範を据えなければならない難しさが条文にも表れているのだろう。わが国の憲法学に見る限界論は、深刻な国内対立を前提にしておらず、あくまで安定的な国家をベースに憲法秩序を運営する方法についての議論となるため、憲法典に規範自身を護る細かな細工は必要ないのであろう。これは、わが国に限らず、憲法学上しばしば議論の対象となる国々についても同様である。

## 2 憲法裁判所によるコントロール

スペインにおいて二つの憲法改正手続条項が設置された理由の一つは、これらが憲法の安定的な運用をもたらすと考えられたからである<sup>(23)</sup>。内戦を経験したことからも分かるように、スペインの国内勢力は、大きく分けて王党派と共和派が存在し、その状況に加えてフランコ独裁による体制派と反体制派の分断を経験しているため、歴史的に国の統治形態が安定的ではなかった。そこで、現憲法において憲法運用の部分で取り入れられたのは、主にドイツ流の憲法裁判所を中心とした抽象的違憲審査制であり、ナチス独裁の経験がスペインにおいても憲法裁判所導入の際参考とされた。このような状況を踏まえつつ、前述したマーストリヒト条約の批准に際して憲法裁判所がどのような形で憲法を運用（解釈か第167条改正か第168条改正か）するのかという問題は、憲法改正にあたって国民投票を必要としないドイツとは違い、スペインでは改正手続のなかで国民投票をすることもしないことも選択肢として存在しているため、憲法裁判所の持つ判断範囲がドイツよりも広いといえる<sup>(24)</sup>。確かに憲法裁判所がドイツのような「闘う民主制」的役割を期待されているかといえは必ずしもそうではなく、権力の統制機能というよりはむしろ地方への権限配分や EU（国際機関等）と国家との調整役としての側面がスペインでは強調できるだろう。そのため、政治的な色合いが強<sup>(25)</sup>、国家が確実に混乱する第168条の適

用を判断することに対して同裁判所は非常に慎重にならざるを得ないことになる。当然、スペイン憲法裁判所は、国家の危機をあえて誘発するような決定は行わないはず(?)である。

### (3) スペインにおける憲法改正条項の変更の意味と可能性

#### 1 スペインにおける憲法改正条項の歴史的変遷

ここでは、スペインの憲法改正手続に関する規定がこれまでの憲法ではどのようになっていたのかを概観する。なぜなら、前述のとおり現行憲法が特徴的な改正手続を有するに至ったのかを考える場合に、手がかりとなるからである<sup>(26)</sup>。まず、スペイン憲政史上初めて登場したのは、「1808年(バイヨヌ)憲法」<sup>(27)</sup>である。この憲法に改正手続は存在しないが、第146条には「この憲法にとって適当と思われるすべての追加、修正及び改正は、1820年以後に開催される最初の国会において、国王の命令により提案され、国会の審査及び審議に付さなければならない」<sup>(28)</sup>とだけ明記された。また、「1834年国王憲章」<sup>(29)</sup>においても憲法改正手続は存在していない<sup>(30)</sup>。次に、1812年に制定された通称「カディス憲法」第10編には憲法改正について非常に複雑な内容が規定されている<sup>(31)</sup>。「1837年憲法」も「1808年憲法」や「1834年王国憲章」と同様、憲法改正手続を持たない規範であり、「1845年憲法」は、形式的にその「1837年憲法」を改正したものとなっており内容的な特徴も踏襲している。改正手続が規定されていないにもかかわらずどのように形式的な改正をしたのかというと、前文において「(一部省略)この王国の旧来の特権及び自由、並びに国会が常に行ってきた王国の重大案件への関与を調整し、国家の現在の必要性和一致させることは、朕及び王国国会の意思であるので、1837年6月18日に公布された憲法をこの趣旨に沿って修正し、現在集会している国会とともに、その同意を得て、以下のスペイン王国憲法を布告し裁可する」<sup>(32)</sup>と宣言することによって、王権の発動を直接の手続とみなしているのである。「1869年憲法」は、第11編に憲法改正手続が明記されている<sup>(33)</sup>。「1876年憲

法」<sup>(34)</sup>は、1874年に終焉を迎えた第一共和政に代わる王政復古調の憲法であり、スペイン憲法史上最も長い47年間にわたって存続したものである。本稿のテーマである憲法改正手続規定は有していない。しかしながら、スペイン立憲主義の発展<sup>(35)</sup>に寄与した憲法として評価されており、その理由は、「憲法が特定の極端なイデオロギーを強要する内容を持っていないこと、憲法事項が厳選され、過度に詳細な規定になっていないこと、そして、憲法体制を破壊することなく危機に対処しうる（強固な政党制などの）政治的諸条件が現実整備されていることである」<sup>(36)</sup>とされている。スペイン第二共和政における憲法である「1931年憲法」には改正手続が明記されている<sup>(37)</sup>。その後、フランコ独裁政治の終焉とともに制定された政治改革法<sup>(38)</sup>を経て現在へとつながるのである。

このような憲法史的流れを大まかに分類すると四つの期間が表出する。第一期はアメリカのような立憲主義革命によって体制の変更や憲法の硬化や最高法規性が確認され憲法改正もその議論の中に含まれていた<sup>(39)</sup>。第二期は、19世紀から第一次世界大戦までの期間で改正条項を持たない「1837年憲法」、「1845年憲法」、「1876年憲法」が存在した<sup>(40)</sup>。第三期は、二つの世界大戦に挟まれた期間であり、憲法が安定的に運用されスペインの立憲主義が進展したといわれている<sup>(41)</sup>。第四期は、第二次世界大戦後の期間でありスペインはフランコによる独裁体制が敷かれており、憲法典が存在せず、基本法といわれる憲法律を場当たりに制定し運用していた<sup>(42)</sup>。このような歴史の流れの中でスペインは二度共和制を経験するのだが、スペインにおける共和政憲法はあまり評判の良いものではないのもまた事実である。とは言うものの、アメリカやフランスの憲法のように立憲主義革命の結果生まれたもので、現行憲法改正手続の由来もそこにあるとして強調されることもある<sup>(43)</sup>。

## 2 制憲者の意思と改憲者の意思の相違

現行憲法制定時、制憲議会における主な論点は次の通りである。①君主制と共和制のいずれを採用するか、②憲法上、国教（カトリック）と宗教

の関係をどうするか、③異なる言語、文化を持つ諸地域をいかにして共存させるか<sup>(44)</sup>。他にも多くの論点が議論されたが、とりわけこの三つは対立的であった。現行憲法もこの点で妥協が図られ、現在の姿となっている。ところが、近年は憲法制定当時と比べてイデオロギー的な思想を背景とする世代が減りつつあり、むしろ経済的理由から既存の勢力に対する階級間闘争のような状況が生じつつある。それは、右派や左派といった背景に違いこそあれ、いずれにせよ現代の若者は、雇用情勢の悪化により食べていけなくなってきているのである。(王党派から共和派まで幅広い) 既存の勢力の妥協の産物である現行憲法やその改正規定は、現代的階級とのマッチングがあまりよろしくないようである。また、王制に関してもこれまでに生じた一連の不祥事によって現行憲法体制の守護者であった地位が揺らぎを見せることとなった<sup>(45)</sup>。ただ現在は、前国王の王位の生前譲位という政治決断によって収束しつつあるものの、新国王の王室運営が試される時期が続くことになるだろう。このように、制憲時の意思は、現代社会における認識との間でずれが生じており、改憲手続で保護している「国体」や「民主制の形態」にも不都合な真実を突き付けている。改正手続の存在から超硬性憲法と評価されている現在の憲法体制下で、このような局面に対しどのように対応していくのか興味深いところである。

### 3 日本の場合

スペインの憲法改正手続条項の背景が明らかになってきたところで、わが国の憲法がなぜ第96条を設置するに至ったのかを概観し、検討を加える。まず、わが国の憲法史上存在する憲法は二つ、そのうちの一つが日本国憲法であり、もう一つが大日本帝国憲法である。帝国憲法の改正に関する条文は第73条<sup>(46)</sup>であり、欽定憲法らしく発議という発想はなく勅令をもって改正案が提出され、両議院ごとに総員の三分の二以上の出席を前提としつつ出席議員の三分の二以上の多数を成立の要件としている。欽定憲法の性質上当然、国民投票は成立の過程で求められてはいない。もっとも、現行憲法と帝国憲法との間で改正規定に関する繋がりを見出すことは

難しい。なぜなら、現行憲法改正規定は、その成り立ちからいえばアメリカによるマッカーサー草案がその形成を担っており、憲法制定過程で日本側が修正した痕跡を見出せないことから、GHQにおける議論がそのまま反映したと考えられるからである。

日本国憲法の憲法改正手続条項の実質的な形成は総司令部民生局において行われ、改正規定の起案を担当したのは天皇・条約・授権規定に関する委員会（以下、天皇等小委員会）であった<sup>(47)</sup>。その内容は、大まかにいうと天皇等小委員会が憲法典内に改正禁止規定を設けることを主張したのに対し、運営委員会はそれに反対するというものであった。天皇等小委員会が、日本の政治が民主制に対応していない段階において憲法改正手続による制度変更によって旧体制に逆戻りしてしまうことを恐れて提案したのに対し、運営委員会側は理論と実践の両面から反対した。その見解は、①自由主義的な憲法の起草は、責任感のある選挙民を前提としなければならないこと、②一つの世代に、次の世代が憲法を改正する自由を制約する権利はなく、③憲法は、相当な永続性を持つ文書でなければならぬとともに、弾力性を持つ文書でなければならず、その改正手続は複雑なものではなく、簡明なものでなければならないとされていた<sup>(48)</sup>。そして、議論の結果として運営委員のハッシ（A. R. Hussey）海軍中佐は、国会だけで憲法改正を可能とする方針を変更し、選挙民の過半数の賛成という日本国民の意思表示を直接に参与させる制度を導入して、その緩和を図ろうとしたと捉えることも可能である<sup>(49)</sup>。その後、民生局内での紆余曲折の議論を経て、マッカーサー草案第89条<sup>(50)</sup>という条項になったという考え<sup>(51)</sup>も可能なように思われる。いずれにせよ、憲法改正権の本質やその限界などについて本格的な議論が交わされることは、憲法制定帝国議会では行われなかった<sup>(52)</sup>。

結果的に、わが国で憲法改正手続をともに（国民が）議論したのは、安倍内閣による第96条の改正条件の緩和がはじめてとなった。改正可能／不可能といった議論はさておき、安定的運用という意味においては70年近

く憲法秩序が保たれているわけであるから、その意味では（偶然かもしれないが）、規定が日本社会に適合的であったといえるのかもしれない。仮に、適合的でないという議論が高まりを見せるとすれば、わが国において改正手続の内容を決めるための議論を始めるときとなるのだろう。スペインのように。

### Ⅲ 明示／暗示することの意味

#### （１）明示と暗示

もちろんのことだが、いかなる国においても完璧な制度はなく、スペインの本質的憲法改正手続条項の改正手続を技術的改正手続で行えるかという問題に対しても肯定的な見解を示す論者がいる一方で、否定的な見解を表明する論者も存在する<sup>(53)</sup>。アルサガ (O. Alzaga) やラポルタ (F. J. Laporta) のように肯定的な論者は、現行の手続自体が制定過程において計画され憲法適合性が承認されているのであるから、例え論争的であったとしても第168条が厳格な制限を課すことの妥当性は推論されるとしている<sup>(54)</sup>。それに対し、これとは反対の立場であるルイス・ミゲル (A. Ruiz Miguel) は、特有の制度である第168条が、その硬性性を通じて憲法の一部を保護することは、文言解釈的ではない論証によって固有の改正に対し暗に適用できるようにするための本質的理由を展開し、その内容は、仮に第167条を通して第168条を改正できるとしたならば、ばかげた内容の改正を実行し失敗という結果を残してしまうこともあり得るというのである<sup>(55)</sup>。この反対の立場から、オットー (I. De Otto y Prado) は、一つの規範によってもたらされる一般原理の基盤によって同じように改正条項を適用することはできず、憲法に設置されている二つの憲法改正権力または憲法改正手続は、いくつかの具体的な論点<sup>(56)</sup>によって構成されていると指摘している。

二つの相反する議論は、一つの結論に到達するために比較検討する必要

性を想起している。第168条に言及されていないということは、改正事項の中から本質的な硬性によってその範囲から排除することが許されており、その結果、第167条でも改正可能になるのである<sup>(57)</sup>。一方、憲法意思に対抗するような行動をとることは、漠然としたネガティブな印象を与えるであろうとの推論が根本的に潜在するため、憲法に対してより強い不正の表現を用いることはない<sup>(58)</sup>と思われる。このように、論者によって捉え方も様々であるが、限界を明示することによって複数の争点が顕在化したことは間違いない。すなわち、逆説的ではあるが明示することが限界を暗示するのではないかという議論も出てきたといえよう。

## (2) スペインの憲法慣習

スペインにおける憲法慣習は、スペイン憲法学においても掴みどころのないものであろう。それは、伝統的慣習によると、改正規定が本質的限界を従わせているわけではなく、補足的な限界をもたらしているわけでもない<sup>(59)</sup>。なぜなら、元来、弾力性のある憲法制度は、憲法規範の維持にとって好ましいことが多いのだが、スペインにおいては政治勢力の体制を強固なものにすることを目的として用いられてきた。そのため、その硬硬度が高ければ反対に弾力性を失い政治変革に柔軟に対応できなくなっていた。そのため、スペインにおいて長く続いた憲法は軟性的な性質を有しており、普遍性と曖昧さを共存させることによって憲法規範を維持する運用に繋がったのであろう。ということは、スペイン立憲政治発展の鍵は、改正手続が如何に多様性を認め政治対立を調整する役割を担うことができるかにあるだろう。このような考えに基づけば、第168条の趣旨は、異なる政治勢力を統合もしくは調整するための枠を設定し、そこに国民を誘導することにあると捉えることが可能である。但し、シンプルではない改正手続条項の存在は、これまでの慣習に基づけば、いくら理論的な議論をしたところで第167条であろうとなかろうと改正可能であり、時の制憲者が意図したものにすることが可能である。しかしながら、これまでの憲

法の営みの中に憲法改正の限界を見出そうとする議論も本稿全体で論じているように可能であろう。

### (3) 第168条第1項によらない限界

第168条第1項の趣旨は、重要な条文をすべて列挙して規範を守ることではなく、あくまで憲法秩序を保護することが法の趣旨であり、技術的には憲法改正の限界を示唆することであったとしても、何も明示的になされなければならないとは限らない<sup>(60)</sup>。条文自体の重要性は認識しつつも憲法保障の観点からは必ずしも第168条のカテゴリーに入るものとして捉えられていなかったということである<sup>(61)</sup>。例えば、基本的人権の尊重について規定された第10条や法の下での平等を謳った第14条は、人権保障関連の条文であり、普遍的な価値を有している規定と評されているが、これらの条文が本質的改正事項に当たらないということは、制憲者の第168条を設置した理由が条文の重要度だけではないことが理解できる。アラエス (Benito Aláez Corral) が第168条の趣旨について①法治国家の原理、②民主国家の原理、③自治国家の原理、④社会国家の原理を挙げているのは<sup>(62)</sup>、当時のスペイン新国家建設において重要視したものを示している。

### (4) 普遍的価値は限界の暗示となるか？

ペドロ・デ・ベガ (Pedro de Vega) は、明示的改憲手続にも黙示的限界を間接的に見いだせるとしている<sup>(63)</sup>。その際に、絶対的限界 (límites absolutos) と相対的限界 (límites relativos) という概念を持ち出しこのことを説明している。絶対的限界という概念では、限界は憲法制定権力の意思と制度規範によって暗に (間接的に) 推論され得るが、反対に、相対的限界という概念では、限界は本質的手続に基づきこれらを除外することもありうるため、理論レベルで限界の存在を認識できない<sup>(64)</sup>。そのため、どちらの立場に立つかによって、前述した憲法第10条 (基本的人権の尊重) を限界の暗示と捉えることもできるし、全く限界とは認識しないことも可

能であるということになる<sup>(65)</sup>。また、ベガは、現在の立憲民主主義体制下での憲法改正の機能を次のように表現した。a) 憲法は、法的な現実を政治の現実へ適合させようとする要求に由来する動態的な現実であり、このような政治の現実を考慮に入れなければならないため、憲法改正は、重要な法令を損傷させる道具であると解釈されるべきではなく、それどころか最初にして最も重要な防御である<sup>(66)</sup>。b) そのような憲法規範と現実との適合は、法的現実には違反しないことによってもたらされ、憲法改正権は、固有の法令内で正当性を獲得した確固たる権力であり、それゆえに、改正作用は本質的に法的な作用となりうるのである<sup>(67)</sup>。c) そして、主権的憲法制定権力、および憲法改正権力は国家の法的連続性の連結装置のように現れ、残りの国家権力に対して憲法の最高法規性の保障に関する基本的制度のような格好（ふり）をするのである<sup>(68)</sup>。もちろん、憲法典としては、複雑な政治勢力が存在する議会内を調整する必要性や慣習的にこれまでの憲法で改正手続が変更されてきていることが手続の設置理由の一つであるため、現状肯定的な側面が否めないが、最終的には国民投票という政治過程を経る可能性を条文に示すことによって国民の同意を得て、レーヴェンシュタイン<sup>(69)</sup>がいうような「名目（論）的憲法」を脱し「規範的憲法」へと発展することを標榜したものと評価できるのである<sup>(70)</sup>。

#### IV まとめにかえて

以上のように、スペインにおける二つの憲法改正手続条項の改正に関する論点は、次のようになるだろう。まず、①二つの憲法改正手続条項の中でもとりわけユニークなものが不可侵性条項（第168条第1項）であり、この規定の改正を担当する条文は第167条であるため、条文上そうであるとはいえ本質的改正条項を技術的改正条項によって改正してもよいのか。次に、②国民が憲法改正に関する国民投票を望んでいるにもかかわらず、第167条は国民投票を原則行わない手続（両議院のいずれかの議員の10分の1

の要求があれば可能)であるため、政治の側がコンセンサスを形成していた場合、手続規定の変更を国民投票も行わずに断行してもよいのか。そして、③改正するとしたら如何なる内容のものをどのような手続によって制定する必要があるのか不明確であり、第168条によってもたらされた硬性性 (rigidez) と弾力性 (flexibilidad) がかえって議論の妨げになるのではないか。以上の論点を検討する際、スペイン憲法史を参照することは重要であるかもしれないが、一方で、現行の制度を用いて緩やかな国家統合を実現しつつあるスペインにとっては、それほど重大な問題ではないのかもしれない。ただ近年の国内情勢を考えた場合、国民の意思を積極的に問おうとするのか、それとも国家の決定を追認する役目のみを期待しているのかで結論は異なることになる。国民の中で不都合な立場に据え置かれてしまっている人々が、熟議民主主義の名のもとに政治参加を求める場合、その手段の一つとして国民投票を積極的に期待することも考えられよう<sup>(71)</sup>。ただし、棟居が指摘しているように、日本であれば、「弱い憲法改正 (技術的な補正)」を念頭に置いている場合、発議要件の段階に改憲の力点が置かれ、「強い憲法改正 (やや重大な改変)」を想定するならば力点は国民投票に移り発議要件の比重は下がることになる<sup>(72)</sup>。このとき何が「弱い憲法改正」で何が「強い憲法改正」であるのか判断することが難しいのだが、スペインの場合、良くも悪くもこの解釈に関する幅がないわけではないが限定的であり、この場合、複数の改憲規定は国内の議論を複雑化してしまうと同時に判断の幅を狭くしてしまうことがわかる。このように、わが国との比較が困難なケースではあるものの、現在の改憲論議が国民の不満を内在したものである以上、憲法改正のあり方を探る一つの参考例としての役割はあったように思われる。おそらくわれわれが理解しなければならないのは、憲法が硬性 (手続が厳しい) か軟性 (手続が厳しくない) かではなく、「憲法改正の作法」ともいべき各国ごとに存在する憲法に向き合う際のマナーではないかと思われるのである。

注

- (1) 国民レベルの運動と言ったものの、海外でみられる規模の運動とは一線を画しており、あくまでわが国の運動としては近年にない盛り上がりを見せたという意味で表現したものである。
- (2) 憲法第96条第1項「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」という手続規定が有する問題点やこれまでの議論について整理したものとして、鈴木尊紘「憲法第96条（憲法改正手続）をめぐる議論—憲法改正手続の改正に関する主な学説及び主張—」『調査と情報—ISSUE BRIEF— No. 799 (2013. 8. 6.)』（国立国会図書館調査及び立法考査局憲法課、2013年）参照 URL : [http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8243893\\_po\\_0799.pdf?contentNo=1、1-10頁](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8243893_po_0799.pdf?contentNo=1、1-10頁)。
- (3) 長谷部恭男「憲法96条の「改正」」『ジュリスト増刊—憲法“改正”問題—国家のあり方とは』（有斐閣、2014年）、41-46頁。井口秀作「3 発議要件の緩和と「国民投票法」」『改憲の何が問題か』（岩波書店、2013年）、151-166頁。只野雅人「憲法と憲法改正」『法律時報増刊—「憲法改正論」を論ずる』（日本評論社、2013年）、10-17頁。
- (4) 基本書における憲法改正手続条項の改正に関して言及しているもののうち代表的なものとして、高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第3版〕』（有斐閣、2013年）、423-427頁、長谷部恭男『憲法〔第4版〕』（新世社、2009年）、35-41頁、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）、35-41頁、芦部信喜『憲法〔第6版〕』（岩波書店、2015年）、392-400頁、芦部信喜『憲法学Ⅰ 憲法総論』（有斐閣、1993年）、68-83頁、渋谷秀樹『憲法〔第2版〕』（有斐閣、2013年）、33-41頁、野中俊彦・中村陸男・高橋和之・高見勝利著『憲法Ⅱ〔第4版〕』（有斐閣、2008年）、393-397頁等が挙げられる。
- (5) 既存の勢力を階級的なものを見た場合、民主党もその内実が自民党から分裂した勢力を中心とするものなので、これに含まれるだろう。
- (6) 「憲法改正の限界」に関する代表的なものとして、芦部信喜『憲法制定権力』（東京大学出版会、1983年）、菅野喜八郎『国権の限界問題』（木鐸社、1978年）、同『続・国権の限界問題』（木鐸社、1988年）、大隈義和「憲法規範の変動」『講座・憲法学 第一巻 憲法と憲法学』（日本評論社、1995年）、152-181頁が挙げられる。また、最近のものでは、赤坂正浩「憲法改正の限界」『ジュリスト』（No. 1289）（有斐閣、2005年）、18-25頁、同「憲

法の同一性と憲法改正の限界』『法律時報増刊 憲法改正問題』全国憲法研究会編（日本評論社、2005年）、117-120頁、工藤達朗「憲法改正限界論」『岩波講座 憲法6』（岩波書店、2007年）、235-257頁、尾吹善人「憲法改正限界論の迷路」『憲法の基礎理論と解釈』（信山社、2007年）、132-150頁、芹沢斉「憲法改正行為の限界」『ジュリスト増刊 憲法の争点〔第3版〕』高橋和之・大石眞編（有斐閣、1999年）、290-291頁、大田裕之「憲法改正手続法の諸問題」大石眞・石川健治編『ジュリスト増刊—憲法の争点（新・法律学の争点シリーズ3）』（有斐閣、2008年）、326-327頁、吉田栄司「憲法改正の手続」全国憲法研究会編『法律時報増刊—憲法改正問題—いま、憲法学から改憲論議を問う』（日本評論社、2005年）、112-116頁等がある。

- (7) 拙稿「スペインにおける二つの憲法改正手続条項の意義」『法学政治学論究』第82号（2009年）、133-160頁参照。また、スペイン以外にも複数の改正手続を有している国は存在する。例えば、スイス憲法第193条は全面改正について、第1項「連邦憲法の全面改正は、国民または両院の1院がこれを提案することも、連邦議会がこれを決議することも可能である」、同条第2項「国民によりイニシアティブが提出される場合、あるいは両院の意見が一致しない場合、全面改正を行うか否かは、国民がこれを決定する」、同条第3項「国民が全面改正を行うことに同意する場合、両院は新たに選挙される」、同条第4項「国際規範の強硬規範を侵害することは許されない」と規定しており、部分改正については第194条第1項「連邦憲法の部分改正は、国民が要求することも、連邦議会が決議することも可能である」、同条第2項「部分改正は、内容の同一性を遵守しなければならない、国際法の強硬規範を侵害することは許されない」、同条第3項「部分改正についての国民のイニシアティブは、さらに、形式の統一性を遵守しなければならない」とされている。条文は、関根照彦「スイス連邦」初宿正典・辻村みよ子編『新解釈世界憲法集〔第3版〕』（三省堂、2014年）、314頁を参照した。また、オーストリア憲法は、第44条第1項において「憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定は、国民議会において、少なくとも総議員の2分の1が出席しかつ投票の3分の2の多数を以ってする場合に限り、これを議決することができる。これらは、「憲法律」、「憲法規定」と明示されるべきものとする」、同条第2項「邦の立法または執行の権限を制限する憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定は、さらに連邦参議院において、少なくとも総議員の二分の一が出席しかつ投票の三分の二の多数を以って同意の議決をしなければならない」、同条第3項「連邦憲法の全部改正はつねに、その一部改正は国民議会または連邦参議院の総議員の三分の一によって要求

される場合に限り、第42条による手続の終了後、連邦大統領による認証の前に、全連邦国民の投票に付されるべきものとする」と規定し全面改正と部分改正について異なる手続を設けている。前述の条文は、高田敏「5 オーストリア連邦（抄）」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』（有信堂高文社、2009年）、112頁を参照した。

- (8) 概説書として、JORGE RODRÍGUEZ-ZAPATA, *Teoría y Práctica del Derecho Constitucional (Estado, Constitución, fuentes del Derecho según la realidad de la Unión Europea; contenido y garantías de los derechos fundamentales, Instituciones básicas, Comunidades Autónomas) (Segunda edición)*, (tecnos, 2011), pp. 593-602. もしくは、JOSÉ LUIS BREY, JULIO ENRILE, JUAN JOSÉ GLEZ RIVAS, RAFAEL MURILLO, JAVIER RODRÍGUEZ, FRANCISCO J. ZAMORA; *Derecho Constitucional de España (Sistema de la Constitución de 1978)*, (Editorial Universitas, 2006), pp. 257-269.
- (9) 憲法正文のテキストは、*Constitución española*, Congreso de los Diputados, (1998) を参照し、本稿のスペイン憲法条文に関して、池田実「附属資料 スペイン憲法（1978年12月29日）〈新訳〉」（参憲資料第6号）『スペイン憲法概要』（参議院憲法調査会事務局、2001年）、23-69頁を使用し、同時に、黒田清彦「新スペイン憲法試訳（上）」『南山法学』第3巻1号（1979年）、135-194頁、「新スペイン憲法試訳（下）」『南山法学』第3巻2号、（1979年）、149-210頁を参照した。
- (10) 現行憲法第167条第1項「憲法改正案は、各議院の五分の三の多数により可決されなければならない。両議院の間で合意が得られないときは、同数の下院議員および上院議員で構成される委員会を設置して合意形成に努め、この委員会は、下院および上院での表決に付するため、成案を提出する」、同条第2項「前項に定める手続きにより承認が得られない場合でも、成案が上院の絶対多数により可決されたときは、下院は、三分の二の多数により、改正を可決することが出来る」、同条第3項「憲法改正が国会により可決された場合、可決後15日以内に両議院のいずれかの議員の一〇分の一が要求するときは、承認を得るため、これを国民投票に付する」。
- (11) 現行憲法第168条第1項「憲法の全面改正、または序編、第1編第2章第1節もしくは第2編に関する部分改正が提案されたときは、各議院の三分の二の多数でその原則を可決し、直ちに国会を解散する」、同条第2項「新たに選出された両議院は、前項の決定を承認し、新憲法草案の調査を開始しなければならない。新憲法草案は、両議院の三分の二の多数により、こ

- れを可決することを要する」、同条第3項「憲法改正が国会により可決されたときは、承認を得るため、これを国民投票に付する」。
- (12) 序編の詳細は、(1条)：法治国家、国民主権、議会君主制、(2条)：国家の統一性、自治権、(3条)：公用語、(4条)：国旗・州旗、(5条)：首都、(6条)：政党、(7条)：労働組合・使用者団体、(8条)：軍隊、(9条)：憲法・公権力の役割である。
- (13) 基本的権利および公的自由の詳細は、(15条)：生命権、拷問の禁止、死刑の廃止、(16条)：思想・宗教の自由、国教の禁止、公権力と教会の協力関係、(17条)：自由および安全に対する権利、法定手続の保障、(18条)：名誉権、プライバシー権、肖像権、住居の不可侵、通信の秘密、(19条)：居住・移転の自由、出入国の自由、(20条)：表現の自由、教授の自由・情報に対する権利、アクセス権、(21条)：集会の権利、(22条)：結社の権利、(23条)：参政権、公職就任権、(24条)：裁判を受ける権利、(25条)：遡及処罰の禁止、受刑者の権利、(26条)：名誉裁判所の禁止、(27条)：教育に対する権利、教育の自由、大学の自治、(28条)：労働組合組織権、ストライキ権、(29条)：請願権である。
- (14) 国王に関する2編の詳細は、(26条)：国王の地位・称号・不可侵性・無答責性、(57条)：王位継承の原則、(58条)：国王の配偶者、(59条)：摂政、(60条)：未成年国王の後見人、(61条)：国王・皇太子・摂政の宣誓、(62条)：国王の権能、(63条)：国王の対外的権能、(64条)：副署、(65条)：王室経済である。
- (15) 拙稿「スペイン憲法のアイデンティティーと憲法第168条第1項の検討—本質的憲法改正手続条項に列挙される条文の妥当性—」『中央学院大学法学論叢』第28巻1・2号(通巻第43号)(2015年)、131-132頁参照。
- (16) この時の改正によって憲法条文に「および被選挙権」という文言を加えるという内容に改正を実施した。その結果、憲法第13条第2項は「第23条で定める諸権利は、スペイン人のみがこれを有する。ただし、互惠主義の原則に留意して、条約または法律により、市町村選挙における選挙権および被選挙権を定める場合は、この限りではない」という条文となった。
- (17) 拙稿・前掲注(15)、132-133頁参照。
- (18) 当該改正に関しては、三輪和宏「2011年におけるスペイン憲法改正及び政党間合意の成立—財政健全化に向けた欧州連合加盟国の一つの試み—」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス 平成24年5月号』(2012年)、参照 URL：[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3493187\\_po\\_073602.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3493187_po_073602.pdf?contentNo=1)、21-41頁、及び、拙稿「スペイン憲法におけ

- る財政健全化条項の意味と意義」日本財政法学会編『財政健全化をめぐる法と制度』（財政法叢書第31号）（2015年）、67-80頁。
- (19) この運動を紹介する邦語文献として、池田朋洋「政治／経済危機下のスペインにおける15-M運動の展開とその成果：オルタ・グローバルイゼーション運動理論の批判的検討から」『上智ヨーロッパ研究』第6巻（2014年）、77-94頁。参考URL：<http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/handle/123456789/35849>
- (20) 伝統的な特徴ともいえるのだが、スペインにおいて最も市民の関心を引く問題は失業問題である。そのため、この運動を主導したのは職に就くことができていない若者が中心であった。
- (21) 拙稿・前掲注（15）、115-143頁参照。
- (22) 「不可侵性の条項」に関しては、JOSÉ MAUNEL VERA SANTOS, *La reforma constitucional en España*, (WOLTERS KLUWER ESPAÑA, Madrid, 2007), pp. 259-265. が詳しい。
- (23) 例えば、代表的なものとして PEDRO DE VEGA, *La reforma constitucional y la problematica del poder constituyente*, (Tecnos, Madrid, 1985). SANTIAGO SÁNCHEZ GONZÁLEZ y PILAR MELLADO PRADO, *La Constitución Democrática Española y sus Fuentes*, (Editorial Centro de Estudios Ramón Areces, Madrid, 2003), が憲法の安定性について言及している。
- (24) 拙稿「スペイン憲法裁判所における条約の合憲性審査」『法學政治学論究』第96号（2013年）、3-4頁参照。
- (25) このことは、憲法裁判所判事の人選機関のうち、人選枠を多く配分されているのが上下両院であることから見て取ることができる。同上、4頁。
- (26) 憲法史的な概説は、池田実「スペイン憲法史の座標」憲法政治学研究会編『近代憲法への問いかけ—憲法学の周縁世界』（成蹊堂、1999年）、134-162頁が詳しい。
- (27) 1808年憲法の説明は、池田実「スペイン立憲主義の曙：1808年バイヨンス憲法」早稲田大学アジア太平洋研究センター『社会科学討究』第44巻（129号）（1999年）、113-138頁が詳しい。
- (28) 池田実「〔資料〕（邦訳）スペイン1808年憲法・1834年王国憲章」『山梨大学教育人間科学部紀要』第1巻2号（2000年）、132-146頁。
- (29) 1834年憲法の説明は、池田実「スペイン立憲主義の成立—1834年王国組織法—」『皇學館論叢』第24巻2号（1991年）、23-43頁が詳しい。
- (30) 池田・前掲注（26）。
- (31) カデイス憲法第375条「憲法が完全に施行された後、8年が経過するまで

は、憲法のいずれの条文についても修正、追加又は改正を提案することができない」、第376条「憲法に修正、追加又は改正を行うためには、これを最終的に公布すべき立法期の国会が、この目的のための特別の権限を付与されることを必要とする」、第377条「憲法のいずれかの条項の改正の提案は、文書により行われ、かつ、少なくとも20人の国会議員の支持及び署名がなければならない」、第378条「改正案は、読会から読会の間に6日の間隔をおいて、3回査読される。3回目の査読の後、これを会議に付する理由があるか否かが審議される」、第379条「会議に付することが認められた後、法律の制定について定められたものと同様の形式及び手続の下で、審議が行われる。この後、次の国会の常会において新たに取り扱う理由があるか否かについての評決が提案される。次の国会の常会において新たに取り扱う理由がある旨可決されるためには、投票の三分の二の賛成を必要とする」、第380条「次の立法期の常会は、細部にわたるまで同様の手続を経て、その2年の会期のいつにでも、投票の三分の二の賛成を得て、改正を行うための特別の権限を授与する理由のある旨宣言することができる」、第381条「この宣言がなされた後、宣言はすべての県に公布され、通知される。国会は、宣言のなされた時期に応じて、その直後の立法期の国会が特別の権限を保持すべきであるのか、そのまた次の立法期の国会が特別の権限を保持すべきであるかを決定する」、第382条「この特別の権限は、県選挙会により授与される。以下の条項が、通常の権限に付け加えられる。すなわち、「同様に、国会の布告に述べられている以下のような憲法改正（ここには布告の文言）を行うための特別の権限を授与する。すべては憲法の定めるところに従う。そして、有効に制定された事項を承認し、合憲であるのみならず義務を負う」、第383条「提案された改正は、新たに審議され国会議員の三分の二により可決されたとき、憲法的法律となり、憲法的法律として、国会において公布される」第384条「議員団は、改正の布告を国王に提出し、国王は、王国のすべての権力機関及び市町村にこれを公布し、配布する」。池田実「〔資料〕（邦訳）スペイン1812年憲法（カディス）憲法」『山梨大学教育人間科学部紀要』第1巻1号（1999年）、87-113頁。

- (32) 池田実「〔資料〕（邦訳）スペイン1837年憲法・1845年憲法」『山梨大学教育人間科学部紀要』第2巻1号（2000年）、234-246頁。
- (33) 1869年憲法第110条「国会は、みずから、又は国王の提案に基づいて、憲法を改正することを決定し、改正すべき条項を指定することができる」、第111条「憲法の改正が宣言された後、国王は上院及び下院を解散し、新たな国会を召集する。この国会は、3か月以内に集会しなければならない。召

- 集通知には、前条に定める国会の決議を記さなければならない」、第112条「この国会は、憲法改正に関する審議のみを行う憲法制定議会の性格を有し、その後引き続き、通常国会の性格を有するものとなる。国会が憲法制定議会である間は、いずれの議院も、これを解散してはならない」。池田実「〔資料〕(邦訳) スペイン1869年憲法」『山梨大学教育人間科学部紀要』第4巻2号(2003年)、46-56頁。
- (34) 池田実「〔資料〕(邦訳) スペイン1876年憲法」『山梨大学教育人間科学部紀要』第5巻1号(2003年)、139-147頁。
- (35) 池田実「一九世紀スペインの立憲主義と「国体」論—カノバスの思想と復古王政憲法(1876年)を中心に—」『憲法研究』第36号(2004年)、29-48頁参照。
- (36) 池田・前掲注(26)、153頁。
- (37) 1931年憲法第125条「次の場合に、憲法を改正することができる。a) 政府の提案により。b) 国会議員の4分の1の提案により。前項のいずれの場合にも、提案は、削除、改正、又は追加すべき条項を具体的に示すものでなければならない。この提案は、法律の手續に従い、憲法制定後4年間には現職国会議員の三分の二が、その後はその絶対多数が、改正に賛成することを要する。前項に従って改正の要ありと決したときは、国会は自動的に解散され、60日以内に新たな選挙が施行される。前項に従って選挙された議院は、憲法制定議会として機能し、改正案に関する決定を行い、その後は通常の国会として活動する」。池田実「〔資料〕(邦訳) スペイン1931年憲法」『山梨大学教育人間科学部紀要』第6巻2第(2005年)、155-170頁。
- (38) この法律は、当時有効であったフランコ時代の「基本法(Leyes fundamentales)」「(労働憲章(Fuero del Trabajo))(1938年)、「国会設置法(Ley de Creación de las Cortes)」「(1942年)、「スペイン人憲章(Fuero de los Españoles)」「(1945年)、「国民投票法(Ley de referéndum)」「(1945年)、「国家元首継承法(Ley de Sucesión en la Jefatura del Estado)」「(1947年)、「国民運動原則法(Ley de la Jefatura de Estado)」「(1957年)、「国家組織法(Ley Orgánica del Estado)」「(1967年))を改正することを主な目的としている。山田信彦『スペイン法の歴史』(彩流社、1992年)、231頁。政治改革法については、拙稿「スペインにおける憲法改正の実質的限界論」『危機的状況と憲法』(憲法理論叢書第20号)(敬文堂、2012年)、254頁参照。
- (39) Véase JOSÉ ANTONIO ALONSO DE ANTONIO, ÁNGEL LUIS ALONSO DE ANTONIO, *Derecho constitucional Español (Quinta*

- edición*), (Editorial Universitas, 2013), p. 739.
- (40) Véase ídem, p. 740.
- (41) Ídem.
- (42) Ídem.
- (43) Véase JAVIER PÉREZ ROYO, MANUEL CARRASCO DURÁN, *Curso de Derecho Constitucional (Decimocuarta edición)*, (Marcial Pons, 2014), pp. 130-131.
- (44) 拙稿・前掲注(38)、254-255頁参照。
- (45) 詳細は、拙稿「スペインにおける王制の憲法的課題と現状」『中央学院大学法学論叢』第29巻1号(通巻第44号)(2015年)、41-63頁。
- (46) 大日本帝国憲法第73条第1項「将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ」、同上第2項「此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス」。
- (47) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程 I』(有斐閣、1972年)、110頁参照。その他、分野ごとに条文を起草する8つの委員会が設置され、全体の監督・調整を受け持つ運営委員会を局内に設けた。
- (48) 同上、136頁参照。
- (49) 高橋正俊「日本国憲法改正規定の背景—マッカーサー草案における形成過程とその Background—」『香川法学』第21号3・4巻(通巻67号)(2002年)、306頁参照。
- (50) マッカーサー草案第89条「この憲法の改正は、総議員の3分の2の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。憲法改正について前条の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」。高柳他・前掲注(47)、300頁。
- (51) 高橋・前掲注(49)、324頁(脚注26)参照。
- (52) 同上、322-323頁参照。
- (53) PIEDAD GARCÍA-ESCUADERO MÁRQUEZ, *El procedimiento agravado de reforma de la Constitución de 1978*, (Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, 2007), p. 133.
- (54) Véase ídem.
- (55) Véase ídem.

- (56) I. DE OTTO Y PRADO, *Derecho Constitucional. Sistema de fuentes*, (Ariel, 1987), p. 65.
- (57) Véase PIEDAD GARCÍA-ESCUADERO MÁRQUEZ, *ibíd.* (53), p. 134.
- (58) Véase *ídem.*
- (59) FRANCISCO BALAGUER CALLEJÓN (Coordinador), GREGORIO CÁMARA VILLAR, JUAN FERNANDO LÓPEZ AGUILAR, MARÍA LUISA BALAGUER CALLEJÓN, JOSÉ ANTONIO MONTILLA MARTOS, *Manual de derecho constitucional VOLUMEN I (Constitución y fuentes del Derecho, Derecho Constitucionanl Europeo, Tribunal Constitucional Estado autonómico) (Quinta edición)*, (tecnos, 2010), pp. 127-129.
- (60) 拙稿・前掲注 (15)、121-122頁参照。
- (61) 同上。
- (62) BENITO ALÁEZ CORRAL, *Los límites materiales a la reforma de la Constitución Española de 1978*, (Boletín Oficial del Estado y Centro de Estudios Políticos y Constitucionales, 2000), pp. 347-366. 拙稿・前掲注 (7)、145頁参照。
- (63) PEDRO DE VEGA, *op. cit.* (23), p. 242.
- (64) *Ídem*, pp. 242-243.
- (65) Véase *ídem.*
- (66) JOSÉ ANTONIO ALONSO DE ANTONIO, *op. cit.* (39), p. 740.
- (67) *Ídem.*
- (68) *Ídem.*
- (69) レーヴェンシュテインによると民主主義の諸条件が、民主的な方法を通じて用意されることは、むしろ稀であり、例えば、ラテンアメリカの場合、1960年代から70年代末にかけての軍政下において、ともかくも国内秩序の維持が確保され、国によっては、一時的にせよ、一定の経済成長が実現し、その後の民主化を支える土台が築かれ、強化された。そのような社会的・経済的条件の整備は、政治過程の動態を憲法規範に服従させることによってではなく、憲法を停止することによって行われた。規範と現実の一致、すなわち近代憲法の近代憲法たるゆえんである規範的効力は、そのようなプロセスを経てはじめて獲得されたのであった。池田実「ラテンアメリカの民主化と立憲主義」憲法学会『憲法研究』第28巻(1996年)、53-69頁。
- (70) Véase JOSÉ ANTONIO ALONSO DE ANTONIO, *op. cit.* (39), pp. 740-741.
- (71) 特に近年は、政治の世界にも新興勢力が台頭しており、既存の枠組みに

対し懐疑的な論調も散見される。

- (72) 棟居快行「憲法改正要件論の周辺—近時のドイツ学説を踏まえて—」国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス 平成25年9月号』（2013年）、参照 URL：[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8301276\\_po\\_075201.pdf?contentNo=1&alternativeNo=](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8301276_po_075201.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)、22頁。